

審 査 基 準

A - e - 15

令和 8 年 4 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の 7 第 3 項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の 7 第 1 項及び第 2 項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の 8 （国外運転免許証の交付）、第37 条の 9 （国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許 証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準： 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間：運転免許試験場、東三河運転免許センターは 1 日、中村警察署は 16日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：運転免許試験場、東三河運転免許センター又は中村警察署の免許 窓口
問 い 合 わ せ 先：愛知県警察本部運転免許試験場免許管理係 電話 (052)951-1611 内線320
備 考：